

第10回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年4月11日（金）午後1時55分から午後3時2分

2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）

3. 出席した農業委員（12人）

会長	14番	前川正人	2番	鹿又幸也
委員	1番	佐藤雄一	3番	後藤義昭
			5番	中和田吉彦
	6番	館山友美子	7番	小島良金
	8番	小田原正一	9番	瀧澤正一
	11番	坂本雄司	12番	廣瀬恵美子
	13番	武島竜太		

4. 欠席した農業委員（1人）佐畠幸一

5. 遅参した農業委員（0人）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	新妻暁生
農地係長	門馬優樹
事務局主査	佐藤達也

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 人事の発令について

(2) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

(4) 農地使用貸借合意解約届出について

議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について

議案第7号 令和7年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について

議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻前ですが、お揃いなので、全員ご起立を願います。一同「礼」。着席願います。

議長 本日は、第10回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第10回相馬市農業委員会総会を開会いたします。本日、欠席届出は、10番佐畠幸一委員です。

日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。事務局長。

事務局長 それでは、先月の総会以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。3月13日、木曜日、総会終了後に農業振興委員会を開催、本日の総会に議案として上程しておりますが、令和7年度農業委員会活動計画書（案）及び最適化活動の目標の設定等について協議を行いました。3月21日、金曜日、相馬市地方創生総合戦略会議が市役所で開催され、前川会長が出席しております。3月24日、月曜日、相馬市都市計画審議会が市役所で開催され、前川会長が出席しております。3月26日、水曜日、本日の総会に係る議案を配布させていただいております。3月31日、月曜日、前川会長より3月31日付け事務局職員の人事異動に伴う執行辞令の交付を行いました。4月1日、火曜日、前川会長より4月1日付け事務局職員の人事異動に伴う辞令交付を行いました。4月4日、金曜日、7日、月曜日、本日の総会に向けて現地調査を行っております。

議長 次に、日程第2、議事録署名委員の指名を行います。6番館山友美子委員、7番小島良金委員、ご両名を指名いたします。 次に、日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

次に、日程第 4、議事に入ります。報告第 1 号 専決処分についてを議題といたします。(1) 人事の発令について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第 1 号 専決処分についてご説明いたします。(1) 人事の発令について、3 月 31 日付けの「出向関係」について、農業委員会事務局次長兼農業振興係長、陶裕人、及び 農地係主査、大河原康平について、相馬市に出向を命じております。

次に、4 月 1 日付け「異動関係」について、生活環境課課長補佐兼生活環境係長、新妻暁生について、相馬市農業委員会、次長兼農業振興係長に任命、財政課工事審査室主査、佐藤達也について、相馬市農業委員会、主査を命じております。

本来、農業委員会等に関する法律第 26 条第 3 項の規定に基づき、職員は農業委員会が任免することとなっております。すなわち、農業委員会の議決によって任免される訳であります。しかしながら、人事発令は総会前に行われておりますので、専決処分によって決定したところであります。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長

質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。ここで異動のあった職員より、ご挨拶をお願いします。

事務局

事務局（新妻・佐藤より挨拶）

議 長

次に、(2) 農地の転用事実に関する照会についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局

報告第 1 号 専決処分、農地の転用の事実に関する照会について、説明いたします。福島地方法務局相馬支局登記官から、令和 7 年 2 月 28 日付けで「農地の転用事実について」照会があり、回答については、農林水産省通知に基づき、照会の日から、2 週間以内

に回答する必要があるため、専決処分として取り扱いさせていただきました。申請人の住所、氏名、土地の所在はそれぞれ議案書記載のとおりです。なお、申請人は、既に死去している許可申請者の子に当たります。令和7年3月10日に5番農業委員、6番農業委員、8番農業委員及び大野地区担当農地利用最適化推進委員とともに現地確認を行い、転用目的「駐車場用地」として、転用目的のとおり使用していることを確認し、令和7年3月11日に土地の現況を「非農地の雑種地」と回答いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号 報告事項についてを議題といたします。(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について(4) 農地使用貸借合意解約届出について事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第2号、報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は4件の報告を受理いたしました。番号1及び番号2については、追認による農地転用許可となっているため、現地調査を省略しております。番号3及び番号4については、去る4月4日に1番、9番、12番委員とともに現地調査を実施し、農地転用の許可条件のとおりに工事が完了していることを確認いたしました。

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は6件の届出を受理いたしました。

権利の取得事由についてはいずれも相続によるものとなっており、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。

(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は3件の通知がございました。こちらは、農地の賃借契約の合意解約を行うものとなっています。番号1については、牧草地として利用していた農地となります。耕作者の経営規模縮小に伴

い、農地が返還されたものです。番号2については、耕作者が体調不良のため今年からの耕作が困難になったことによる解約となっております。なお、解約後の耕作者については、本総会議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についての番号1に上程されているものです。番号3については、耕作者変更に伴う合意解約となっており、解約後の耕作者については、こちらも本総会議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についての番号9に上程されているものです。

(4) 農地使用貸借、合意解約届出について、今月は1件の届出がございました。こちらは使用貸借契約（無償）による農地の貸借契約の合意解約となります。解約の理由については、耕作者変更に伴う合意解約となっており、解約後の耕作者については、こちらも本総会議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画についての番号8に上程されているものです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願についてを議題といたします。事務局より審査内容について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消し願について、事務局より説明申し上げます。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。議決年月日、許可年月日は、昭和53年6月12日。取消し願出年月日は、令和7年3月18日。許可申請内容は、自己住宅建築用地で、取消しの理由については、願出人の夫が転用許可を受けた後、資金不足に陥り建築に着手できなかったため、当初の計画を断念し、取消し願の提出に至りました。去る令和7年4月4日に、1番委員、9番委員、12番委員で土地の現況や取消しの理由の妥当性等を確認してまいりました。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。1番佐藤雄一委員お願いします。

1番 議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分取消し願について、去る4月4日、9番委員・12番委員・事務局2人とともに土地の現況や取消し理由の妥当性等を確認してまいりましたので、調査の結果を代表してご報告いたします。願出人の住所・氏名・申請地については議案書記載のとおりです。許可年月日は、昭和53年6月12日、取消し願出の年月日は令和7年3月18日、許可申請内容は、自己住宅建築用地で、譲受人が実施する自己住宅建築のための所有権の移転が許可取消し願の内容です。取消し理由については、転用許可後、資金不足等で建築に着手できず、当初の計画を断念しました。以上の事から許可処分取消について問題なしと判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可処分の取消しを決定することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号 農地法第5条の規定による許可処分の取消し願については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2 番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、調査担当委員を代表して報告させていただきます。4月7日、午後から志賀推進委員と2名で現地にて、譲受人が立合いのもと許可申請内容確認を行いましたので、ご報告いたします。最初に案件の申請地の所在・用途等は議案書記載のとおりです。権利の設定は、所有権移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを現地調査により確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号について譲受人は、個人であるため非該当です。許可基準第3号については議案書記載のとおりで該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸の事実はないため非該当です。許可基準第6号の地域調和要件ですが、地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議 長 続いて、番号2番について担当委員挙手願います。8番小田原正一委員お願いします。

8 番 議案第2号 2番案件について報告いたします。去る4月3日に地区担当推進委員・事務局1名と農地法第3条許可シートに基づき聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（売買）になります。譲渡人・譲受人は議案書記載のとおりです。譲受人の農業機械の所有状況・世帯における従事者・従事状況・経営面積については議案書記載のとおりです。譲受人には不耕作地がないことを聞き取り調査で確認いたしました。よって、許可基準第1号・第4号については要件を満たしております。許可基準第2号については譲受人が個人のため非該当となります。許可基準第3号については議案書記載のとおり該当ありません。許可基準第5号について譲受人に転貸の事実はないため非該当であります。許可基準第6号の地域調和要件ですが現在、譲受人は賃貸により申請地を耕作しており地域の調和が損なわれるような問題はございません。なお、地区担当推進委員からも「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議長 続いて、番号3番について担当委員挙手願います。12番廣瀬惠美子委員お願いします。

12番 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請3番案件について報告申し上げます。申請人、申請地等については議案書に記載のとおりです。去る3月30日、地区担当推進委員とともに申請地を現地確認し、譲受人の自宅を訪問して聞き取り調査を行いました。権利の設定内容は所有権の移転（贈与）になります。譲受人の農業用機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については議案書のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを現地調査及び聞き取り調査により確認しました。よって許可基準第1号、全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に許可基準第2号、農地所有適格法人要件についてですが、譲受人は個人であるため、非該当です。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてですが、議案書に記載のとおり該当ありません。次に許可基準第5号、借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当です。最後に許可基準第6号の地域調和要件ですが、議案書記載のとおりであり地域の調和が損なわれるような問題はありません。以上のことから第1号から6号まで、すべて非該当と認められるところからなお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて本件について「意見なし」との回答をいただいております。よって、許可相当であると判断いたしました。

議長 次に、事務局より、補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について番号2について補足説明いたします。本申請地は、これまで譲受人が相対契約により賃借して耕作していた農地となっております。今回申請があった経過としまして、譲受人が所有する隣接農地と合わせて1枚の田になっているため、所有権の移転の申請がなされたとのことです。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号 農地法3条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、農地改良工事用地として一時転用するものであり、工事期間は、許可の日から36カ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、②資金計画については、備考記載のとおり、盛土用土砂は、●●●●●●●で発生する残土を利用するため、費用は発生しません。④遅滞なく申請の用途に供する見込みについては、令和7年5月及び7月を目途として盛土用土砂の搬入予定であることを聞き取りしております。なお、申請人は、令和3年6月22日に農地改良届出を提出し、その後令和4年3月14日に事業地の拡大を目的して農地法第4条に基づく一時転用許可を受けており、今回の申請はその期間を延長する内容となっています。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。担当委員挙手願います。9番瀧澤正一委員お願いします。

9番 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について、議案書をご覧ください。4月4日、1番委員・12番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いました。調査担当委員

を代表して報告いたします。申請人及び申請地は議案書記載のとおりです。本件は、農地改良工事用地としての利用目的とした許可申請です。許可記基準第1号の立地基準について、申請地は農業振興地域内の農用地であり、原則として転用の許可が出来ない農地です。しかし、この案件は水田を畠に転換する一時転用であり不許可の例外に該当するものです。従って許可基準第2号は該当しません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号並びに許可基準第5号は議案書に記載のとおりの対策で周辺農地への影響・支障はないと判断しました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

5番 この農地改良工事の内容は、盛土規制法や埋立等及び土砂の規制に関する市条例の規制の対象にはならないのでしょうか。

事務局 それぞれの法令の規制の対象になるかについては、事前に福島県の担当部署である相双建設事務所行政課及び市生活環境課に確認しております、規制の対象にならないとの回答を得ております。

議長 他に、質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可するごとにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容を説明申し上げます。案件1について、譲受人、譲渡人、申請地及び併用地は、議案書に記載のとおりです。申請地は、既に駐車場及び庭園用地として使用されており、譲受人と譲渡人が土地の売買を協議していた際に、申請地が農地でかつ、違反転用状態であることが判明し、今般顛末書をつけて申請をしたものです。なお、違反転用は譲受人及び譲渡人が農地転用許可が必要だと認識しておらず、許可を受けないまま約70年前から駐車場及び庭園用地として使用していました。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（贈与）です。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、③転用行為の妨げとなる権利もありません。また、⑥併用地の有無は、譲受人所有の宅地及び山林です。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件2について、譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、太陽光発電事業用地です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

次に、案件3について譲受人、譲渡人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。転用後の用途は、一般住宅、物置及び駐車場用地で、譲受人は、妻、子ども1人の3人家族で、譲受人の相馬市内への転勤に伴い、申請地に住宅等を建築し移り住む予定です。権利の移転設定の内容は、所有権の移転（売買）です。工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分は、道路法第24条に基づく許可を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

議長 続いて、調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について担当委員挙手願います。12番廣瀬恵美子委員お願いします。

12番 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件についてご報告申し上げます。去る、4月4日に1番委員・9番委員・地区担当推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いました。調査委員を代表してご報告いたします。譲受人・譲渡人・申請地及び併用地は議案書記載のとおりです。本件は一般住宅に隣接する駐車場及び庭園としての利用を目的とした所有権移転（贈与）に対する許可申請です。許可基準第1号の立地基準について申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地です。しかし、本件は既存施設の面積を拡張する申請内容である許可の例外、既存施設拡張の転用計画です。許可基準第2号は第2種農地でないため該当しませんが、既存施設を拡張することが目的ですので代替地の検討は特に必要ありません。以上の事から立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は議案書記載の対策で周辺農地への支障はないものと判断しました。また、地区担当の推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいたしております。以上のことから許可相当と判断しました。

議長 続いて、番号2番について担当委員挙手願います。2番鹿又幸也委員お願いします。

2番 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、2番案件について調査担当委員を代表して報告させていただきます。4月7日、11番委員・13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行って来ましたので結果をご報告いたします。申請地の所在や転用後の用途等は議案書記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準、申請地は非線引き区域用途区域外に位置し、概ね10ヘクタール未満の農地であることを現地調査で確認し第2種農地であると判断いたしました。許可基準第2号、代替地の検討結果もあり申請地以外での事業は困難と判断し以上の事から立地基準は満たしております。許可基準第4号、①②③に関しては、議案書記載の対策であり周辺への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」

との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 続いて、番号3番について担当委員挙手願います。11番坂本雄司委員お願いします。

11番 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、番号3番です。去る7月7日に2番委員・13番委員・地区担当推進委員・事務局2名とともに現地調査を行いましたので担当委員を代表して調査結果を報告します。申請人・申請地等につきましては、議案書記載のとおりです。転用後の用途は一般住宅、物置及び駐車場用地、権利の移転設定内容は所有権の移転（売買）です。許可基準第1号の立地基準について申請地は都市計画で定められた第1種住居地域の中になりますので第3種農地で、非線引き区域用途区域外農地と判断いたしました。従って許可基準第2号は該当いたしません。許可基準第4号は議案書記載のとおりで周辺農地への影響・支障はないものと判断いたしました。また、地区担当推進委員からも現地調査にて「意見なし」との回答をいただいております。以上の事から許可相当と判断いたしました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

（「なし。」との声）

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

（「なし。」との声）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。
次に、議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか

否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から86番について相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より、説明を求めます。事務局。

事務局 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、審査いただくにあたり、事務局より、非農地判断の基本的な流れについてご説明します。農地法第30条第1項に基づき、農業委員会では毎年夏頃に農地の利用状況調査を実施しております。その中で再生利用が困難な農地、いわゆるB分類として判断された農地を対象として、再度現地調査を行い、農業委員会総会にて「農地」に該当するか否かの判断について審議していただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしていますが、こちらは現地調査時における調査担当委員の農地・非農地の判断を参考として記載しているものです。このあと調査担当委員からの報告と併せてご確認ください。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。13番武島竜太委員お願いします。

13番 議案第5号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る4月7日、2番委員・11番委員・地区担当推進委員・事務局とともに現地調査を実施しましたので代表してご報告いたします。1番から5番まで山林、6番が農地、7番から26番が山林、27番から37番まで原野、38番から41番まで山林、42番から49番まで原野、50番から53番まで山林、54番から64番まで原野、65番と66番が山林、67番が原野、68番から82番が山林、83番が原野、84番から86番が山林、以上のように判断いたしました。番号6番のみが農地と判断し、他すべてを非農地と判断しました。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、委員報告のとおり、番号 6 番を除き非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 5 号 農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かの判断について本件に関し、委員報告のとおり、番号 6 番を除き非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第 6 号 令和 7 年度農地中間管理事業の農用地利用集積促進計画についてを議題といたします。番号 1 番から番号 9 番までについて相馬市農業委員会会議規則第 8 条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第 6 号 令和 7 年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画について事務局よりご説明いたします。番号 1 番から番号 9 番について、説明いたします。権利の設定人及び被 設定人は、議案書に記載のとおりです。番号 1 については、報告第 2 号 (3) 番号 2 の解約に伴い、新たに利用権を設定する新規契約となります。番号 2 については、これまでも利用権を設定し、牧草地として利用していたもので、契約満了に伴い引き続き利用権を設定するものです。なお、「備考」に記載のとおり、●●●●については、その一部である 670 平米について設定するものです。番号 3 について

は、契約満了に伴い、新たに利用権を設定する新規契約となります。番号4については、これまで相対契約により耕作していたもので、新たに利用権を設定するものです。番号5については、農業委員会を通じて、利用権を設定していたもので、契約満了に伴い、新たに利用権を設定するものです。番号6及び7については、相対契約により、耕作していたもので、新たに利用権を設定するものです。番号8については、農地法第3条に基づく使用貸借により、耕作していたもので、報告第2号(4)の農地使用貸借合意解約届出により解約し、新たに利用権を設定するものです。番号9については、報告第2号(3)番号3の解約により、農地所有者と農地中間管理機構との間の契約はそのままに、耕作者を変更する、再転貸の契約となります。いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の要件は、すべて満たしております。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、「意見なし」とすることにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第6号 令和7年度農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画については「意見なし」とすることに決せられました。

次に、議案第7号 令和7年度相馬市農業委員会活動計画(案)について並びに、議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定等については関連がありますので、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。農業振興委員会委員長より説明願います。佐藤雄一委員長お願いします。

委員長 議案第7号及び第8号につきまして説明申し上げます。去る3月13日、総会終了後に農業振興委員会を開催し、協議をいたしました。協議内容等について、ご説明いたします。議案第7号、令和7年度相馬市農業委員会活動計画書（案）については、事務局より、前年度から大きな変更はないものの、昨年度、市において地域計画策定が行われたことから、本年度は「これらの見直しについて協力する」、ということで文言を変更した、との説明がありました。協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。

次に、議案第8号、令和7年度最適化活動の目標の設定等については、事務局より、令和6年度の活動状況を鑑み、I農業委員会の状況及びII最適化活動の目標について、目標を設定したとの説明がありました。協議の結果、事務局案を了とすることに決定いたしました。

議長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号 令和7年度相馬市農業委員会活動計画書（案）について、ご説明いたします。基本方針については、これまで同様「農業委員会としての農地利用最適化活動」を記載しております。なお、今回の変更点は、農業振興委員長の説明にもありましたとおり、地域計画が策定されたことを踏まえて、「1.目標」のうち「(5)」につきまして、昨年度「目標地図の素案作成と地域計画策定への協力」としていたものを、本年度「地域計画の見直しへの協力」と変更しております。それ以外につきましては、昨年度と同様の内容で、議案として提案させていただくものであります。

続きまして、議案第8号 令和7年度最適化活動の目標設定等について、ご説明いたします。「I農業委員会の状況」のうち「1農業委員会の現在の体制」については、令和7年4月1日時点の農業委員会体制を記載しております。「2農家・農地等の概要」については、総農家数、農業経営体数及び基幹的農業従事者数について、「農林業センサス2020」に基づき記載しております。また、市内の

認定農業者及び農業参入法人は、令和7年4月1日時点の経営体数を記載しており、前年度からの増減は、認定農業者について、167経営体から162経営体へ5減少、農業参入法人について、18経営体から19経営体へ1増加となっております。さらに、耕地面積については、「令和6年 耕地及び作付面積統計」に基づき記載しており、前年度からの増減は、田が、2,640ヘクタールから2,630ヘクタールへ10ヘクタール減、畑も636ヘクタールから632ヘクタールへ4ヘクタール減となっております。「II. 最適化活動の目標」のうち1. 最適化活動の成果目標 (1) 農地の集積については、①の、「現状及び課題」に、令和7年4月1日時点の状況を記載しております。②の目標につきましては、県が示している浜通り地区の目標に合わせ、「令和11年度末までに77%」と設定しております。そのため、「今年度の新規集積面積」の目標を223ヘクタール増の1,615ヘクタール今年度末の集積率を50.0パーセントと設定しております。続いて、(2) 遊休農地の解消につきましては、①の、「現状及び課題」に、令和7年4月1日時点の状況を記載しております。②の目標のうち「ア 既存遊休農地の解消 a 緑区分の遊休農地の解消」につきましては「令和3年度における緑区分の面積」である23.0ヘクタールに対し、その5分の1の、4.6ヘクタールを目標と設定しております。「b 黄区分の遊休農地の解消」につきましては、「令和3年度における面積」を記載したうえで、ほ場整備に近接している黄区分は、積極的に解消に向けた活動を実施し、周辺の状況から、農地に復元しても再び荒廃化する可能性の高い農地については、非農地化を進めます。と設定しております。また、「イ 新規発生遊休農地の解消」については、「前年度に発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積」として7.4ヘクタールと設定しております。「(3) 新規参入の促進」につきましては、①の「現状及び課題」に令和4年から令和6年までの実績を記載しております。②の目標につきましては、過去3年間の農地の権利移動面積を平均し、その一割以上を目標とすることとなっておりますので、令和3年度から令和5年度の平均権利移動面積である214ヘクタールに対し、その一割の21.4ヘクタールを目標として設定しております。次に、「2. 最適化活動の活動目標 (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」として、R6年度の実績を踏まえ、1月あたり8日と設定しております。

(2) 活動強化月間の設定目標については、前年度の実績を踏まえ、

年4回の設定としています。具体的には、記載のとおり、新規参入の促進を2回、遊休農地の解消を1回、農地の集積・集約を1回としております。(3)新規参入相談会への参加目標については、参加回数を1回、東京都内で開催予定の新・農業人フェアに参加予定として設定しております。以上が説明となります。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に、討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。本件に関し、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号 令和7年度相馬市農業委員会活動計画(案)について並びに、議案第8号 令和7年度最適化活動の目標の設定等については原案のとおり決せられました。

以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日、決定したことの取扱いについては議長に一任願いたいと存じますがご異議ありませんか。

(「なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。

以上をもちまして、第10回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川正人

議事録署名委員 6番 舘山友美子

議事録署名委員 7番 小島良金